(ｲ)　平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記ⅰ）及びⅱ）の要件を満たす施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

代表者の技術者が下記ⅰ）及びⅱ）の要件を満たしていること。若しくは、代表者の技術者が下記ⅰ）の要件を満たしている他に、代表者を含む構成員の何れか別の技術者が下記ⅱ）の要件を満たしていること。各構成員の技術者が下記ⅰ）又はⅱ）何れかの要件を満たしていること。

ⅰ）道路改良工事で、次の(a)及び(c)、又は(b)及び(c)のいずれかの要件を満たす施工経験を有すること。

(a)　掘削又は切土量が50,000㎥以上の施工経験を有すること。

(b)　盛土量が50,000㎥以上の施工経験を有すること。

(c)　当該施工経験が適切なものであること。

ただし、(a)及び(c)、又は(b)及び(c)は同一工事での施工経験であること。

ⅱ）橋梁下部工工事で、次の(a)及び(b)の要件を満たす施工経験を有すること。

(a)　鉄筋コンクリート構造の橋台または橋脚（補修を除く）の施工経験を有すること。ただし、歩道橋及びフーチングのみの場合は除く。

(b)　当該施工経験が適切なものであること。

ただし、(a)及び(b)は同一橋梁での施工経験であること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(3)　出資比率要件　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5)　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記６(1)へアクセスして入手するものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７(1)①の認定（同７(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同５及び同６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同７(1)①の認定を受けていない構成員が同７(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、本工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

9　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

(1)　特定建設工事共同企業体の名称は、「国道45号歌津本吉地区道路改良工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

(2)　本工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

平成26―27年度　愛媛県警察機動隊設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 26 年７月 29 日

四国地方整備局長　三浦　真紀

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

1　業務概要

(1)　業務名　平成26―27年度　愛媛県警察機動隊設計業務（電子入札対象案件）

(2)　業務内容　本業務は、愛媛県警察機動隊の庁舎、宿舎等の新築設計（基本設計、実施設計、数量積算）等を行う業務である。

(3)　履行期間　契約締結日の翌日から平成28年１月20日まで。

2　申請の時期

平成26年７月29日から平成26年８月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成26年８月21日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法

(1)　申請書の入手方法　「競争参加資格申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、四国地方整備局のホームページにおいて様式を入手すること。

この様式は、次のとおりである。

http://www.skr.mlit.go.jp/menu/nyusatu.html

(2)　申請書の提出方法　申請者は、申請書に「平成26―27年度　愛媛県警察機動隊設計業務設計共同体協定書」（４(4)の条件に満たすものに限る。以下「当該協定書」という。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により次の場所に提出すること。

〒760―8554　香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課調査係　電話087―851―8061㈹

(3)　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年３月31日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の(1)から(4)までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

(1)　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）四国地方整備局における建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

３）四国地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

４）平成26年３月31日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の１）から５）までに該当しない者であること。

５）警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれと準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。